

介護保険料特別徴収（年金天引き）納付額を平準化します

～ 8月の仮徴収額が変更になる場合があります～

問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎58-2111（内線1173～4）

介護保険料の徴収方法が特別徴収（年金天引き）の方には、8月上旬に「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」を発送します。平成22年度の介護保険料年額および年金支給月ごとの徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

※普通徴収（納付書での納付）の方には、8月中旬に「介護保険料納入通知書（兼領収書）」を送付します。

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収（年金天引き）は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めていただきます。年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めていただきます。

『平準化』とは

収入の変動や介護保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き予定額を調整し、『平準化』を行います。

平準化により、来年度以降は、年度の前半と後半に天引きされる保険料の差が緩和されます。

※今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

<平準化参考例 ～介護保険料年額45,000円（第4段階）の方の場合>

例1 <8月の仮徴収額が停止になる方の例 ～前年度2月の納付額が13,200円の時> 単位：円

	前年度			仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
平準化前	13,200	13,200	13,200	13,200	1,800	1,800	1,800	45,000		
平準化後	13,200	13,200	13,200	0	6,200	6,200	6,200	45,000		

H22. 2月と同額 変更額 介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

例2 <8月の仮徴収額が減額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が9,700円の時> 単位：円

	前年度			仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
平準化前	9,700	9,700	9,700	9,700	5,300	5,300	5,300	45,000		
平準化後	9,700	9,700	9,700	3,100	7,500	7,500	7,500	45,000		

H22. 2月と同額 変更額 介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

例3 <8月の仮徴収額が増額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が6,000円の時> 単位：円

	前年度			仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月			
平準化前	6,000	6,000	6,000	6,000	9,000	9,000	9,000	45,000		
平準化後	6,000	6,000	6,000	8,200	8,400	8,200	8,200	45,000		

H22. 2月と同額 変更額 介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

※8月の仮徴収額を減額または増額し、10・12・2月の本徴収額を均等にします。端数金額のある場合は10月で調整します。